

専門家からの情報収集について（案）

1. 専門家からの情報収集方法について

（1）専門家からの情報収集の必要性

平成 24 年度までの解析結果には 2 つの問題点がある。主として生物情報や環境情報などのうち、全国悉皆的で入手可能なデータ（物理環境データも含む）を用いて導かれた結果であるため、①海域や分類群によっては情報の偏りや不足がある。また、こうしたデータだけから②当該海域の生態学的・生物学的な特徴やまとまりを実態に沿ってとらえることは困難である。

そこで、本業務における重要海域の区域線の作成にあたっては、平成 24 年度までに行った解析結果を基本としながらも、前述の①、②の 2 つの問題に対する解決策として、①データの補完や最新情報の追加、②経験則に基づく実態に沿った重要海域の抽出、を行うために地域ごとにその場をよく知る専門家や各分類群などの専門家からの情報を積極的に取り入れることとする。これにより情報の偏りや不足を補い、重要海域の区域線を生態学的・生物学的な特徴やまとまりをとらえて作成することが可能であると考え。専門家からの情報を収集する方法としては主に以下の 3 つが考えられる。

（2）学会などを通じた広い意見収集

海洋の環境や生物・生態系に関する学会（又は学会関連部会）は海洋に関する専門家の集団であり、様々な分野の知見を持つ個人専門家のネットワーク組織である。そこで、これらの学会に対して意見照会の依頼を行う。具体的には、学会宛に、メーリングリストなどの手段を通じた意見提出の呼びかけや学会内にある関連部会などへの意見照会を依頼する。これらにより広い分野から、多くの意見を収集することができる。

【意見照会を想定している学会（案）】

- ・日本海洋学会
- ・日本水産学会
- ・日本生態学会
- ・日本魚類学会
- ・日本ベントス学会
- ・日本プランクトン学会
- ・日本甲殻類学会
- ・沿岸環境関連学会連絡協議会 など

(3) 各専門分野の有識者を対象としたヒアリング

海の生物や生態系に関する専門は多分野に及ぶ。そこで上記の手段とともに、各専門分野（例えば、魚類、哺乳類、鳥類、深海生物などの分類群）の有識者に個々にヒアリングを行い、重要海域の区域線への意見や情報票作成のための情報収集を行う。こうした専門家それぞれに個別にヒアリングを行うことで、より詳細で具体的な意見を収集することが可能であり、より実態に即した重要海域図及び情報票の作成が可能になる。

【考えられるヒアリング対象の分類群など】

- ・哺乳類
- ・鳥類
- ・ウミガメ類
- ・魚類
- ・頭足類
- ・甲殻類
- ・貝類
- ・海藻・海草類
- ・刺胞動物（サンゴ、イソギンチャクなど）
- ・深海生物など

(4) 都道府県等への意見照会

各都道府県の水産関連や自然環境保全関連の部局においては、各地域における細かい情報の蓄積や各地域の専門家などの知見による個別の施策などを実施しており、各地域の専門家などに意見を伺うことは有益であると考えられる。また重要海域を今後地域においても有効に活用してもらうことなどを視野にいと、現段階から各都道府県等へ重要海域に関して周知をおこなうことが望ましい。これらのことから、各都道府県等を通じて、重要海域抽出に関する各地域の専門家からの意見を収集できるよう各都道府県等に照会をかける。

2. 専門家からの情報集約の手順（案）

（1）試行結果及び根拠となる情報の提供

専門家への意見照会及びヒアリングにあたっては、平成 25 年度第 1 回重要海域抽出検討会において決定したルールなどに基づいて事務局で作成した重要海域の区域線（案）をたたき台として示し、意見照会及びヒアリングを行う。その際、その根拠となるハイスコア図や MARXAN の解析結果、各生態系の情報や生物情報¹などもあわせて示す。

（2）意見照会の具体的方法（収集および集約）について

学会などを通じて広く意見を収集するにあたり、重要海域の区域線（案）を Web 上に掲載するなどの工夫を行い、各分野の専門家が簡単にアクセスして重要海域の区域線（案）を閲覧できるようにする。特に沿岸域は、地域ごとに詳しい地図を閲覧できるように、重要海域（案）沿岸図のフレーム（資料 3、図 3-2）ごとに拡大して閲覧できるようにする。これらの Web 上の情報には、平成 23 年度、24 年度に決定した重要海域抽出作業について解説した資料なども同時に掲載する。各学会、都道府県等などを通じて各専門家に周知し、意見（区域線（案）の修正意見等）はファックス、メールなどにより事務局へ直接提供いただくよう依頼する。

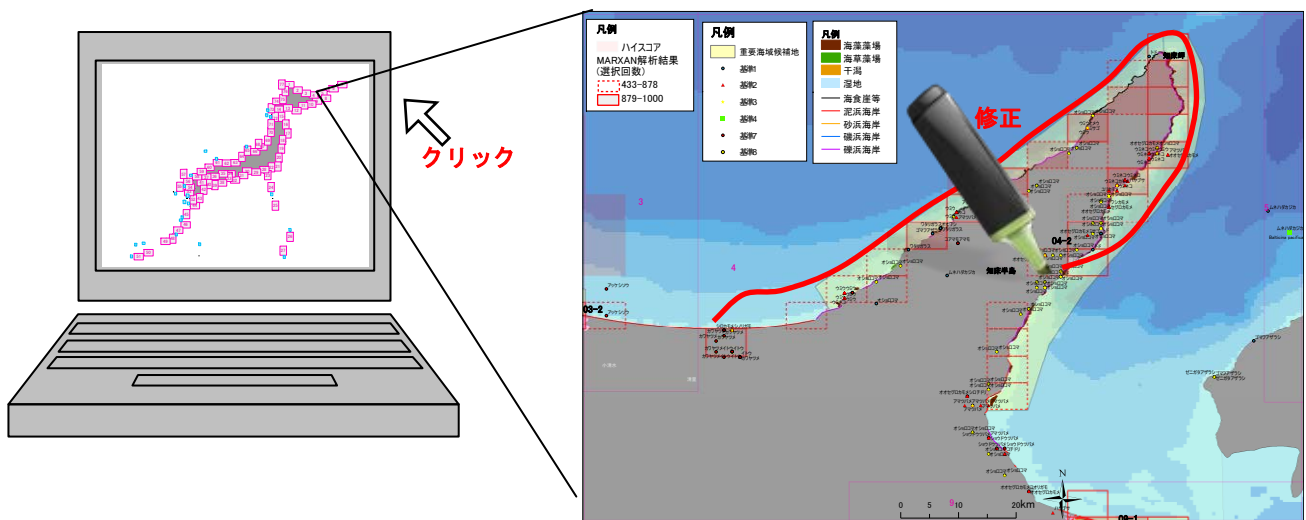


図 3-6 専門家による修正イメージ

（3）科学性・客観性の担保

重要海域は科学的・客観的に抽出することが原則とされている。各専門家が重要海域の区域線（案）の修正を行うにあたっては、客観性を担保するため、修正意見に関する根拠（論文、データ、報告書等）をあわせて提供いただくよう依頼する。

また、平成 24 年度までの解析には、自然環境保全基礎調査等の一部古いデータや精度の粗いデータも多く含まれている。藻場や干潟、サンゴ礁等の分布は消失したり、増減したりと大きく

¹ 絶滅危惧種の生息地などの非公開情報は、表示しないかあるいは種名がわからないような表示方法にする。

変動する可能性もあることから、意見提出の際にはこれらの最新情報も併せて提供いただけるよう依頼する。

（４）検討会における了承

具体的な区域線（案）の修正にあたっての意見については、事務局で意見を集約し、第２回検討会において根拠資料が十分か、また、基準に合致したデータであるか議論した上で修正案が妥当と考えられると了承が得られた場合に反映する。

（５）重要海域の情報票（案）

具体的な区域線（案）の修正案がおおよそ固まった時点で各重要海域の情報票（案）も事務局にて作成する。この情報票（案）の作成にあたっては、根拠が十分な専門家からの情報等も反映することとする。情報票（案）も第２回検討会および第３回検討会にて検討を行い、最終的に決定するものとする。